

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 2年 10月 29日

宮崎県知事 殿



提出者

住 所 福岡市博多区上呉服町10番1号

氏 名 三井住友建設株式会社 九州支店

常務執行役員支店長 柴田 雅俊

電話番号 092-282-1335

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	三井住友建設株式会社 九州支店
事業場の所在地	福岡市博多区上呉服町10番1号
計画期間	2020年4月1日～2021年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	建設業・総合工事業・一般土木建築工事【D06】
② 事業の規模	2019年度完成工事高 250,202,000円（税込み）
③ 従業員数	九州支店 182人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり （別紙1_処理工程の概略フロー図をご参照下さい）

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

(別紙2_管理体制 (廃棄物に関する管理組織等) をご参照下さい)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度 (2019 年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	排出量	別紙の通り t	別紙の通り t
	(これまでに実施した取組) ① 工事着手等にリサイクル・分別等の教育を行った。 ② 現場に於いて、産業廃棄物種類別毎にコンテナボックス等を配置した。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	排出量	別紙の通り t	別紙の通り t
	(今後実施する予定の取組) ① リサイクル工場及び分別工場等に出向き、実施状況を確認する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ① 新規入場教育時、産廃の処理分別方法を説明する。 ② 再生出来る様、コンクリートくず、アスファルトくず等、分別ボックスを設ける。 ③ 基本的に混載はしない様、指導している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 同上を推進する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 21年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 21年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 20年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（2019年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	全処理委託量	別紙の通り t	別紙の通り t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙の通り t	別紙の通り t
	再生利用業者への処理委託量	別紙の通り t	別紙の通り t
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙の通り t	別紙の通り t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙の通り t	別紙の通り t
	(これまでに実施した取組)		
① 委託契約書の内容の詳細を確認した。			
② 電子マニフェストを導入している会社と契約した。			

		【目標】		
		産業廃棄物の種類	別紙の通り	
②計画	全処理委託量	別紙の通り	t	別紙の通り t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙の通り	t	別紙の通り t
	再生利用業者への処理委託量	別紙の通り	t	別紙の通り t
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙の通り	t	別紙の通り t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙の通り	t	別紙の通り t
	(今後実施する予定の取組)			
① 優良認定処理業者を使用する様、計画する。 ② 今後も電子マニフェストを導入している会社と契約する。				
※事務処理欄				

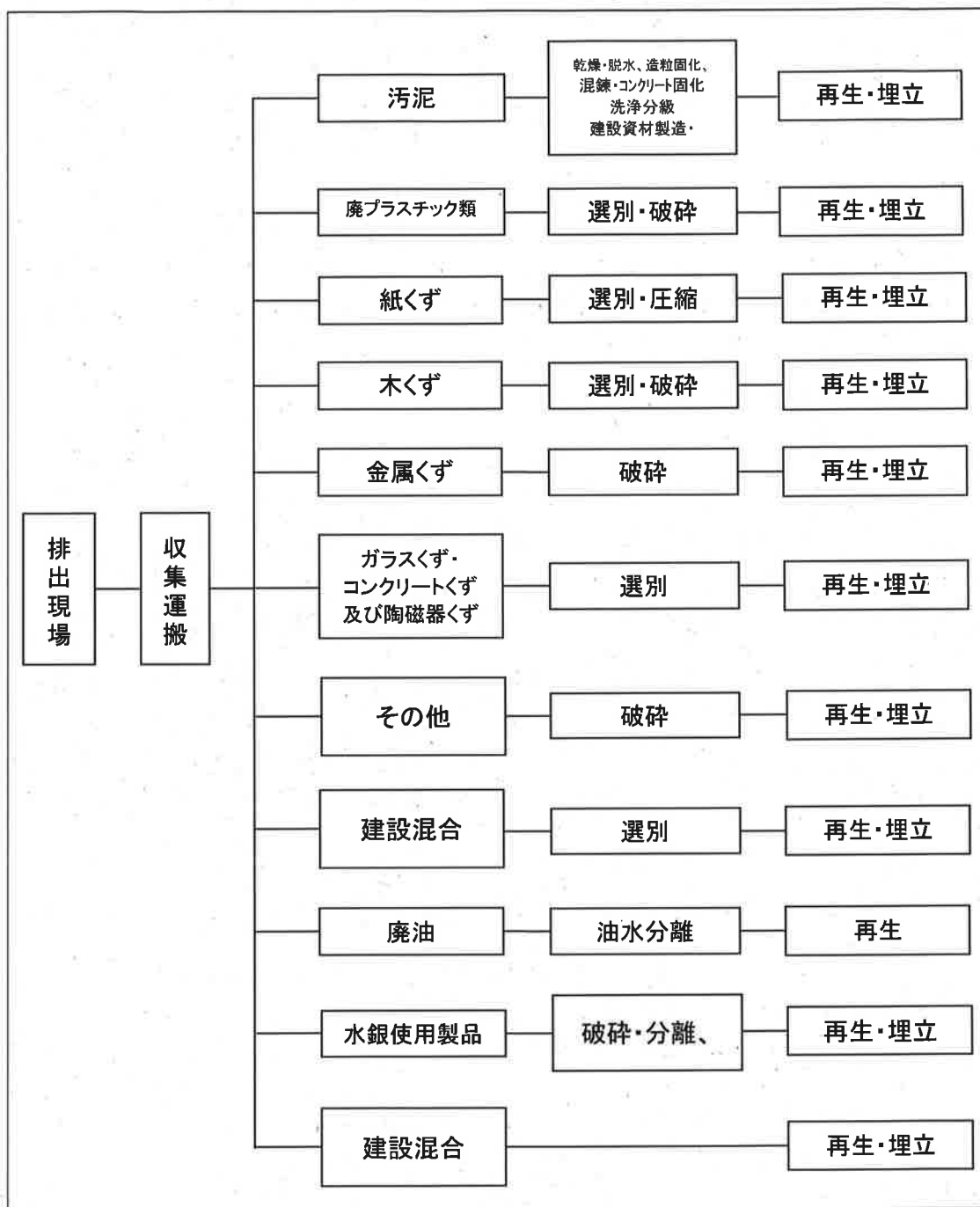
(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

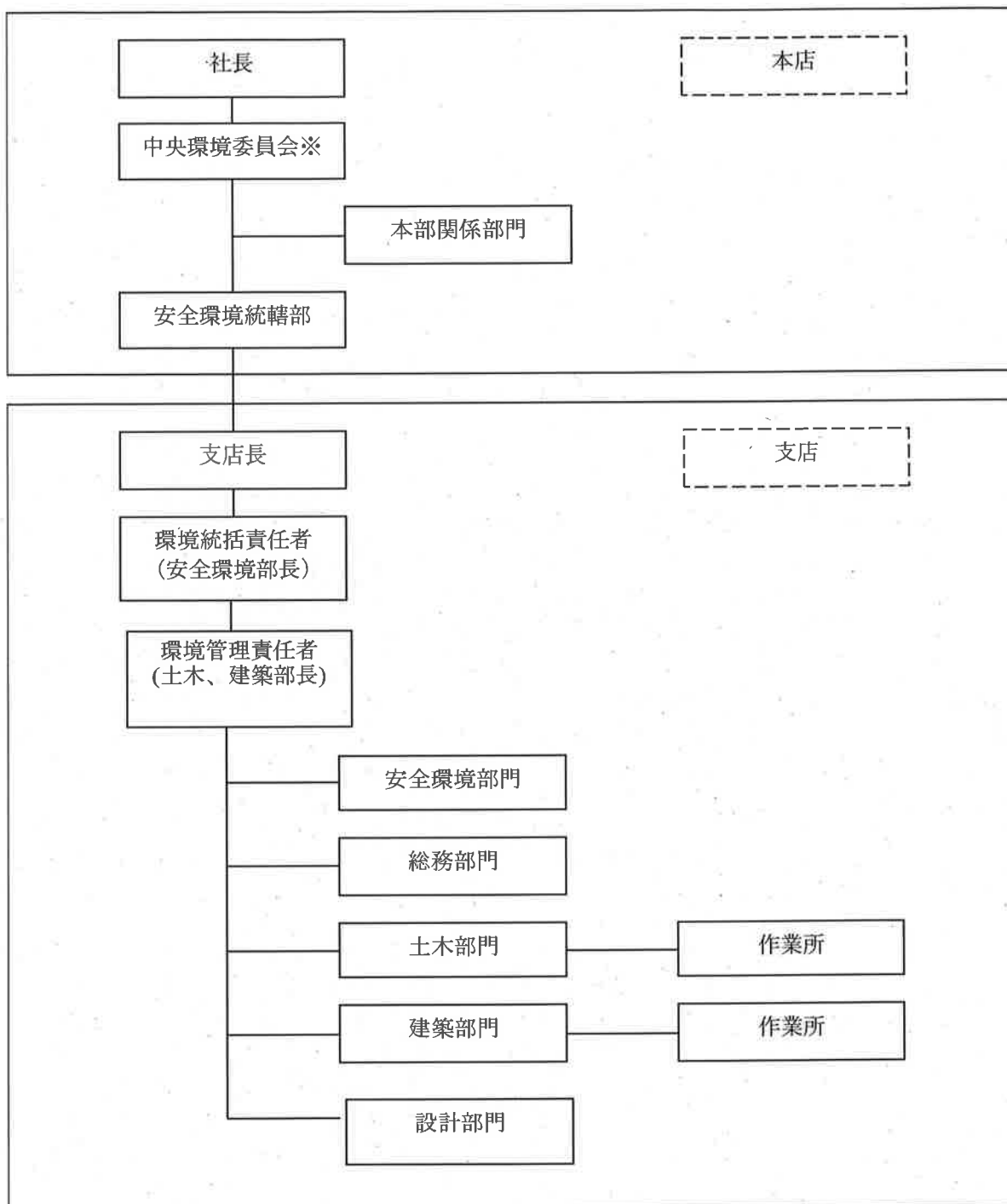
別紙1 処理工程の概略フロー図

委託契約（収集運搬、最終処分）



別紙2 管理体制（廃棄物に関する管理組織等）

三井住友建設環境組織



※中央環境委員会の役割

- ・環境方針の審議
- ・環境年度行動計画の審議・承認
- ・重大な外部コミュニケーションに係わる審議